

「沖縄ハワイ移民125周年記念交流促進事業」

委託業務企画提案

仕様書

令和7年4月

沖縄県文化観光スポーツ部 交流推進課

「ハワイ移民125周年記念交流促進事業」委託業務に係る企画提案仕様書

1 委託事業名

沖縄ハワイ移民125周年記念交流促進事業委託業務（以下「本業務」という。）

2 事業目的

令和7年は、1900年に沖縄からハワイへ最初の移民がわたってから125周年の節目を迎えるため、本事業では、沖縄県とハワイの交流の意義を再認識し、ウチナーネットワークの拡充及び次世代継承を目的として、ハワイと沖縄の両国にて次のような取り組みを行う。

令和7年8月は、ハワイ沖縄連合会と連携して県系人や県系子弟に限らず広く沖縄の伝統芸能を伝える交流事業（芸能指導やワークショップ等）を実施し、令和7年10月は、那覇大綱挽祭り関連イベント等を通じて沖縄およびハワイの自然、文化、歴史、交流について広く県民に紹介する取組を実施する。

3 予算額

(1) 委託料 6,887,000円以内の額

なお、上限額は、本事業の企画提案における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

(2) 委託料は、業務完了後、実績報告に基づいて額の確定を行い、原則として精算払いを行うが、必要に応じて概算払いに応じるものとする。ただし、概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して、協議を行うこととする。

(3) 積算の費目は、次のとおりとする。

- ① 直接人件費
- ② 直接経費（謝金、旅費、印刷製本費、広告料、使用料、再委託費等）
- ③ 一般管理費（※）
- ④ 消費税

※一般管理費については、次の計算式により算出すること。

（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100以内

4 事業期間

契約締結の日から令和7年12月26日まで

※スケジュールについては、本県と協議の上、業務スケジュールを確定すること。業務履行期間中にやむなくスケジュールの変更を要する場合は、速やかに本件と調整すること。

5 業務委託内容

※日程案については【別添1】の通りとする

- (1) 8月 文化交流事業の実施
- ア ハワイ沖縄連合会と連携して、沖縄の文化芸能を伝え、ウチナーネットワークを広げる取り組みを実施すること。(例) エイサー
 - イ 芸能指導期間は、8月28日～9月1日を含む10日以内。
 - ウ 芸能指導者(同行者)は、英語でのコミュニケーションが可能な者を1名以上派遣すること。(指導者2名・同行者1名を想定)
 - エ 派遣者は、令和7年8月30日～9月1日に予定されているハワイ沖縄連合会主催の記念事業にて、派遣期間中に指導を受けた現地若者と連携して演者として参加すること。
 - オ 写真を中心とした事業報告書を作成すること。
 - カ その他、事業目的に沿った取組を実施すること。
- (2) 10月 那覇大綱挽まつり関連イベントを通じた沖縄とハワイの自然、文化、歴史・交流についての広報及び「ウチナーンチュの日」のPR
- ア 那覇大綱挽まつりを活用した広報活動の内容及び総合演出及び出演者管理
※那覇大綱挽まつり関連イベント：
 - ・ブース出展(展示内容については既成物の展示を想定)
 - ・ステージ出演
 - ・メディア出演各1枠以上を想定
 - イ その他、沖縄県内において、上記ア以外に提案総額内で実施可能な沖縄ハワイ移民125周年記念及び「ウチナーンチュの日」についての情報発信に関する提案 **※追加提案**
- (3) 沖縄ハワイ姉妹提携40周年記念式典・祝賀会参加に係る一部ロジ
開催日：令和7年10月11日(土)17:30～20:00(※予定)
- ア ハワイ沖縄連合会役員等の那覇(那覇大綱挽まつり会場付近)から「沖縄ハワイ姉妹提携40周年式典・祝賀会」の会場(宜野湾市内ホテル予定)までの移動手配など※50名程度想定
- ※ 当レセプションの日時、参加人数等については、変更する必要があるため適宜県と調整すること。

6 見積りに入れる事項

- (1) 8月 文化交流事業の実施
- ア 指導者及び同行者の各種手配(航空券・宿泊・海外旅行保険等)
 - イ 現地移動に係る経費
 - ウ 指導料および出演料(謝金)
 - エ 練習会場使用に係る費用
 - オ 交流事業周知にかかる経費
 - カ その他、交流事業の実施に係る必要経費(通信運搬費・消耗品費等)

- (2) 10月 那覇大綱挽まつり関連イベントを通じた沖縄とハワイの自然、文化、歴史及び両県州の交流についての広報
- ア 芸能団等の出演に関する費用（謝金等）
 - イ 通訳（日本語⇄英語）
 - ウ ハワイ沖縄連合会参加者の現地移動に係る経費
（那覇市から「沖縄ハワイ姉妹提携40周年記念式典・祝賀会」会場への移動を必ず含むこと）
 - エ 出演者専用車両
 - オ 広報（ブース・ステージ・メディア）にかかる使用料
 - カ その他、情報発信（追加提案）の実施に関する費用
 - キ その他、イベント参加及び出演に関する必要経費

委託業務の内容、見積りに関しての質問は、「沖縄ハワイ移民125周年記念交流促進事業委託業務企画提案募集要項」の「11 公募から決定までのスケジュール（予定）」に記載の手順のとおり行うこと。

7 実施体制及び連絡調整

- (1) 受託者の体制は次の条件を満たすこと。
- ア 本業務の責任者として、プロジェクト全体を十分に管理可能な者をプロジェクトリーダー設置すること。
 - イ プロジェクトリーダー及びメンバーの責任・権限を明確にし、本業務への参画度、参画時期について明確化すること。
 - ウ 受託者は速やかに体制図を提出すること。（問題等発生時の対応体制を明確にし、その責任者名を明確にすること。）
 - エ 通常及び緊急時において迅速に委託者との連絡を可能とすること。
- (2) 事業実施にかかる連絡調整については以下の通りとすること。
- ア 業務の進捗状況報告、業務内容に関する打合せについて、必要に応じて関係者と連携しながら実施すること。また、その日程調整及び連絡通知を行うこと。
 - イ 連絡会議に必要な資料を用意し、議事録を作成すること。
 - ウ 連絡会議に必要な費用負担を行うこと。
 - エ 事業運営を通じての課題を抽出し、改善点を報告すること。

8 再委託等の制限

- (1) 一括再委託の禁止
- 委託業務の契約金額の1/2を越える業務、委託業務に係る統轄的かつ根幹的な業務を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。
- (2) 再委託の承認
- 契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書

面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

〈その他、簡易な業務〉

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

(3) 再委託の相手方の制限

暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に本委託業務を委任し、又は請け負わせることはできない。

9 著作権

- (1) 成果物の著作権及び使用権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。
- (2) 本業務で納品する成果物に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利は、成果品の引渡しと同時に、委託者に帰属するものとする。
- (3) 業務を遂行するにあたり、第三者が権利を有する画像等の利用が必要となるときは、その取扱いについて協議し、受託者又は本県と該当第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な処置を講じるものとする。

10 提案にあたっての留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 委託事業者は、提案された内容等を総合的に評価し決定する。そのため、事業を実施するにあたっては、沖縄県と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算、その他諸事情により変更することがある。

11 守秘義務及び個人情報の取り扱い

- (1) 受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取り扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

12 成果物

- (1) 事業報告書（現物5部、電子データ1部）

※事業報告書については、写真を中心とした40ページ程度の概要版を作成し、併せて電子データで提出すること。作成の際は、インターネット上で公開しても差し支えないよう予め個人情報や著作権等その他権利関係の許可を得ておくこと（沖縄県のウェブサイトに掲載予定）。

13 その他

- (1) 本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり必要となる事項については、県及び受託者で協議の上、決定する。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県文化観光スポーツ部交流推進課と協議すること。
- (3) 受託者は県からの要請に応じ、会議等に出席しなければならない。

【別紙 1】

(1) ハワイ日程 (案)

日時	内容	場所予定
8月28日(木)	沖縄出発 ハワイ到着 指導日①	ハワイ沖縄連合会との調整
8月29日(金)	指導日②	
8月30日(土)	指導日③	
8月31日(日)	オキナワン・フェスティバルでのPR	コンベンションセンター
9月1日(月)	午前 準備・リハーサル	ハワイ沖縄センター
	夕方 アロハパーティーにて出演(成果報告)	ハワイ沖縄センター
9月2日(火)	ハワイ出発	
9月3日(水)	沖縄到着	

(2) 沖縄日程 (案)

日時	内容	備考
10月11日(土)	那覇大綱挽祭り関連イベント参加①	那覇市
10月12日(日)	那覇大綱挽祭り関連イベント参加②	那覇市